

午前十時開議

○いたいひとし委員長 ただいまから福祉保健常任委員会を開会いたします。

○いたいひとし委員長 本日は、議案の審査等を行います。

それでは、1議案審査に入ります。

まず、議案第百六十七号「世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○田中保健福祉政策部長 議案第百六十七号「世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本件は、地方税法の改正に伴い、公示送達の方法を変更するため、条例の一部を改正する必要が生じましたので、御提案申し上げた次第です。

内容につきましては、十一月十一日の当委員会にて御報告したとおりです。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○いたいひとし委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 ないようですので、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 御異議なしと認めます。よって議案第百六十七号は原案どおり可決と決定いたしました。

○いたいひとし委員長 次に、議案第百六十八号「世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○杉中障害福祉部長 それでは、議案第百六十八号「世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例」について御説明いたします。

本件は、民間空襲等被害者に対し、いたわりとお見舞いの意を表すために民間空襲等被害者見舞金を支給する必要があるため、御提案するものです。

内容につきましては、十一月十一日の当委員会で御報告したとおりです。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○いたいひとし委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

○阿久津 皇委員 空襲等被害者への見舞金支給ですけれども、そもそも空襲等被害者が少ない世田谷区が率先して行うことの意義であったりとか、国会での法案成立を後押しするという、そもそもこの事業の目的そのものと目的に対する効果がよく見えないということ、戦後八十年を経過して被害者の特定が相当難しいであろうということ、あるいは当時区で被災された方ではなくて、現在区に在住されている方へ支給をすることという様々な観点から、この事業に対しては疑義を呈してきて、それが事業を行う中で払拭されていくことを様々な機会を通じて求めてきたところであります。

今回、改めて上程されました支給条例、この詳細を定めた条例ですけれども、これを見てみると、民間空襲等被害者に寄り添うとしたものの、その見舞金の金額を三万円とした妥当性がよく分からぬということ、あるいは民間空襲等被害者であることの因果関係の立証が難しいということは区のほうでも認めているところでありますけれども、その困難さを払拭できる審査会の委員構成、あるいは審査手法といったものがこれを見ただけではよく分からぬということ。

それから、戦後八十年の節目がこの条例制定の重要な意義だと述べつつも、条例の有効期間を五年間としたこともよく分からぬということで、改めてこの事業のいびつな構造が明らかになっているなということはよく分かったと思っています。

この条例案のままでは、空襲等被害者のためになるのか、甚だ疑問であるということと、その支給に対しての審査の中で様々な混乱だったりとか疑惑が生じることも払拭できないと我々は考えておりまして、この条例案に対しては反対をしたいと思います。

○川上こういち委員 戦後八十年がたちまして、被害者も高齢化となる中で、タイミング

を逃さず、事業を実施するということは必要だと考えています。趣旨にも賛同するもので
す。

被害者の相談や、思いの傾聴や、戦争を知らない世代に語り継いでいくという取組にも
期待しまして、日本共産党は賛成でお願いします。

○田中優子委員 我が会派では、この間、議会質問や委員会におきまして会派として何度
も述べておりますけれども、この条例案には様々な問題があると考えます。

戦後八十年を振り返るということはとても大切であります。であれば、もっとしっかりと
議論をし、公平公正な制度設計を整えるべきです。東京二十三区の戦災による死亡率で見
ますと、最も高いのは江東区で一四・三〇%、最も低いのは世田谷区の〇・〇三%とされ
ています。世田谷区は二十三区の中では戦災被害が極めて小さかった区域と推定されま
す。

また、これまで区民の方から支援の声が上がっているということはないことも分かって
います。住民の要望なしにもかかわらず、唐突にやると打ち出してきたのは一体どういう
ことかと思わざるを得ません。国会での法案成立を後押しとも記されていますが、それは
保坂区長が国會議員時代にかなわなかったことを今、世田谷区長として、国より先にやり
ましたとアピールできると考えたからではないのか、区長の政治利用ではないのかという
疑念も生じています。本当に真摯に支援を考えるなら、世田谷区長として、まずは空襲等
被害の激しかった地域を含め、二十三区の区長会で一緒にやりましょう、やりませんかと
呼びかけ、二十三区一体でしっかりした制度設計を考えて国に財源を求めるなど、働きか
けをするのが筋であると考えます。

また、今回出されている議案の内容は、かつて世田谷区で空襲被害に遭い、長年世田谷
区に住み続け、税金も払ってくださっていたけれども、一年前に引っ越してしまったとい
う方には給付されません。そして、他の自治体で空襲被害に遭い、たまたま一年前から世
田谷で暮らしているという方には給付される。これでは、世田谷区民の税金を使う施策と
してはあまりにもずさんではありませんか。公平公正な支援とは言えません。支援内容も
一回きり、三万円出しますと、一体どういう根拠で、何の支援につながるのかも分かりま
せん。お見舞金という名前をつけてはいますけれども、それでよいのでしょうか。

そもそも戦後八十年を機に、戦争と平和について、国家の存立や国民の生命について改
めて考えてみようとするなら、空襲等被害とその支援についてももっと広く区民全体に呼
びかけて、意見を聞くことから始めるべきではないでしょうか。あまりにもやり方が拙速

で、違和感を覚えます。

以上の理由から、無所属・世田谷行革一一〇番は本議案に反対いたします。

○おのみずき委員 戦後八十年、世田谷区平和都市宣言から四十年の節目に本条例の提案がなされたことは時宜にかなうものであり、当会派としては評価しております。特に六月の国会で空襲被害者救済法案が見送られ、いまだに法制定の見通しが立たない中で、さきの戦争で空襲被害等に遭われたにもかかわらず、長年にわたって何の救済もなく放置されてきた民間人被害者の方々に寄り添い、いたわりとお見舞いの意を表すために区独自事業として見舞金の支給を行うことの意義は大きいと考えます。区がこれまで繰り返し説明してきたように、本事業の実施を通して、国会での動きを後押しすることや恒久平和を願う平和へのメッセージを発信していくことは、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

しかし、同時に、本事業で何においても中心に据えるべきは、戦争という国家間の争いによって心身に深い傷を負い、長年の労苦に耐え続けてきた被害者の方々であるということを強調したいと思います。本事業によって区が相対するのは、戦争によって私たちには到底想像もつかない壮絶な体験をしてきた方々です。実際に見舞い申請の受付窓口に来られるかどうかを問わず、つらい現実をここまで何とかして生き延びてこられた方々の記憶を呼び覚ますことになる可能性に十分配慮する必要があります。

戦争体験者が語ることは、単なる昔話をするのとは全く訳が違います。見舞金申請を通して、ようやく公に空襲等被害者として認められるために、行政として必要な手続とはいえ、痛みの記憶に再び向き合うことを強いられる方もおられることでしょう。何十年も語れなかった経験を制度利用のためにも語らせることを強いてしまう、そうした側面が同時に存在することを忘れず、最も身近な自治体として、ただ傾聴するのではなく、相談支援を含め、体験に向き合うために必要な体制の構築をしっかりと行ってください。

また、そのような観点から、見舞金支給は単発ではなく、継続的な取組とすることも含め、区には覚悟を持って本事業に臨んでいただくことを要望し、本条例案には賛成いたします。

○いたいひとし委員長 これより採決に入ります。採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○いたいひとし委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第百六十八号は原案どおり可決と決定いたしました。

○いたいひとし委員長 次に、議案第百六十九号「世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○杉中障害福祉部長 それでは、議案第百六十九号「世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定」について御説明いたします。

本件は、世田谷区立障害者福祉施設条例に基づき、適格性審査により選定した候補者について、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者として指定するものです。

内容につきましては、十一月十一日の当委員会で御報告したとおりです。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○いたいひとし委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 ないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 御異議なしと認めます。よって議案第百六十九号は可決と決定いたしました。

○いたいひとし委員長 次に、議案第百七十号「世田谷区立知的障害者生活寮の指定管理者の指定」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○杉中障害福祉部長 それでは、議案第百七十号「世田谷区立知的障害者生活寮の指定管理者の指定」について御説明いたします。

本件は、世田谷区立知的障害者生活寮条例に基づき、適格性審査により選定した候補者

について、世田谷区立知的障害者生活寮の指定管理者として指定するものです。

内容につきましては、十一月十一日の当委員会で御報告したとおりです。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○いたいひとし委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 ないようですので、それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 御異議なしと認めます。よって議案第百七十号は可決と決定いたしました。

○いたいひとし委員長 次に、議案第百七十一号「世田谷区立身体障害者自立体験ホームの指定管理者の指定」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○杉中障害福祉部長 それでは、議案第百七十一号「世田谷区立身体障害者自立体験ホームの指定管理者の指定」について御説明いたします。

本件は、世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例に基づき、適格性審査により選定した候補者について、世田谷区立身体障害者自立体験ホームの指定管理者として指定するものです。

内容につきましては、十一月十一日の当委員会で御報告したとおりです。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○いたいひとし委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 ないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 御異議なしと認めます。よって議案第百七十一号は可決と決定いたしました。

以上で議案審査を終わります。

○いたいひとし委員長 次に、2報告事項の聴取に入ります。

まず令和七年度補正予算について（当委員会所管分）について理事者の説明を願います。

○山戸高齢福祉部長 私からは、高齢福祉部関連の一般会計（第四次）の補正予算案について御説明いたします。

七ページの一般会計部別一覧を御覧ください。高齢福祉部の補正額は約一千万円でございます。内容は、高齢者施設等への物価高騰対策の実施になります。

なお、全体の歳出事業概要につきましては八ページから九ページに掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

高齢福祉部の説明は以上です。

○杉中障害福祉部長 私からは、障害福祉部関連の一般会計（第四次）の補正予算案について御説明いたします。

七ページの一般会計部別一覧を御覧ください。補正額は約四百五十万円です。主な内訳は、障害者施設等への物価高騰対策の実施として百六十万円、民間空襲等被害者への見舞金支給として二百九十万円等になります。

続きまして、繰越明許費補正を御説明いたします。

一〇ページを御覧ください。3、民間空襲等被害者見舞金支給について、民間空襲等被害者への見舞金の支給が年度内に終了しないため、二百七十万円を令和八年度に繰り越すものです。

障害福祉部の説明は以上です。

○向山世田谷保健所長 私からは、世田谷保健所の一般会計（第四次）の補正予算案について御説明申し上げます。

補正額は、特定財源と同額で約六千四百万円でございます。内容は、高齢者新型コロナ
ウィルスワクチン接種に係る自己負担額の軽減費用でございます。

世田谷保健所の説明は以上です。

○いたいひとし委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 次に④その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 なければ、以上で2報告事項の聴取を終わります。

○いたいひとし委員長 次に、3請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・一号「介護保険利用者二割負担の対象拡大を行わないよう国に意見書の提出を求める陳情」外二件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○いたいひとし委員長 次に、4閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1：社会福祉について

2：保健衛生について

とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○いたいひとし委員長 次に、5協議事項に入ります。

③次回委員会の開催についてですが、次回委員会は年間予定である十二月十九日金曜
日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 それでは、次回委員会は十二月十九日金曜日午前十時から開催する
ことに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○いたいひとし委員長 そのほか何かござりますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いたいひとし委員長 なければ、以上で本日の福祉保健常任委員会を散会いたします。

午前十時十九分散会
